

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第4号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 <省略> 2 <省略> 3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する</u> <u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し</u> <u>必要な事項は、規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 <省略> 2 <省略>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。